

平成 28 年第 1 回  
愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 議案目次

議案第1号	愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について	1
議案第2号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	7
議案第3号	愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第4号	愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第5号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第6号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	27
議案第7号	平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	35
議案第8号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	43
議案第9号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	63



議案第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定  
について

愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例を別紙のとおり  
制定するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会を設置するため、この条例を定めようとするものである。



## 愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

### (設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属せられた事項を処理するため、愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

### (組織)

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

### (委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る事件の調査審議の手続が終了する日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 広域連合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことが

できる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 5 第3条第5項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用の負担)

第7条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）は、当該主張書面（法第74条に規定する主張書面をいう。）若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録（法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。）に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に譲って定める。

(罰則)

第10条 第3条第5項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 15,000円
------------------	------------

を

行政不服審査会委員	日額 15,000円
行政不服審査会専門委員	日額15,000円を超えない範囲内において、広域連合長が定める額
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 15,000円

に改める。



議案第2号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の  
とおり制定するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため、この  
条例を定めようとするものである。



## 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定を適用しない。

第19条第1項各号列記以外の部分中「について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更」を「審査請求の全部を認容」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「当該開示決定等」を「当該行政文書の開示」に改め、同条第2項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「開示決定等に」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削る。

第20条中「議会がした」を「議会の」に改め、「開示決定等」の次に

「又は開示請求に係る不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等（第43条・」を「審査請求等（第42条の2一」に改める。

「第4節 不服申立て等」を「第4節 審査請求等」に改める。

第3章第4節中第43条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定を適用しない。

第43条第1項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定又は」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更」を「審査請求の全部を認容」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第43条第2項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。」

以下同じ。)」を加え、同項第2号中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「開示決定等に」を「審査請求に」に改め、「決定又は」を削る。

(愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改める。

第6条第1項中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立て人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条を次のように改める。

(提出資料の閲覧等)

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書

面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 前項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第9条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を  
「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第2条第1項又は愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関が行う施行日以後の処分又は不作為について適用し、施行日前の処分又は不作為については、なお従前の例による。

議案第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、報告事項を整理するため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表  
に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第4条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により任命権者が平成27年度における人事行政の運営の状況を報告する場合における改正後の条例第3条の規定の適用については、同条第2号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」とし、同条第7号の規定は、適用しない。

3 改正後の条例第4条の規定により広域連合長が名古屋市から平成27年度における業務の状況の報告を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第2号中「審査請求」とあるのは、「不服申立て」とする。



議案第4号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公務災害補償と併給調整する被用者年金を整理するため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災  
害補償等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則第8条第1項の表傷病補償年金の項中「（以下単に「障害厚生年  
金」）を「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等  
の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」  
という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年  
一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚  
生年金等」）に、「障害厚生年金（当該）を「障害厚生年金等（当該）に、  
「國家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共  
済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に  
「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」を「平成24年一元化法附  
則第37条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金（以下「平成24年  
一元化法改正前国共済法の障害共済年金」という。）若しくは平成24年一  
元化法附則第61条第1項に規定する給付に該当する障害共済年金（以下  
「平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金」という。）又は障害  
厚生年金等」に改め、同表障害補償年金の項中「障害厚生年金」を「障害  
厚生年金等」に、「障害共済年金」を「平成24年一元化法改正前国共済法  
の障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年  
金」に改め、同表遺族補償年金の項中「（以下単に「遺族厚生年金」）を  
「又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若し  
くは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下  
単に「遺族厚生年金等」）に、「遺族厚生年金（当該）を「遺族厚生年金  
等（当該）に、「國家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法  
の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「平成24年一元化法附則  
第37条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金若しくは平成24年一  
元化法附則第61条第1項に規定する給付に該当する遺族共済年金又は遺族

厚生年金等」に改め、同条第2項の表中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「障害共済年金」を「平成24年一元化法改正前国共済法の障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法の障害共済年金」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第8条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものと

された改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第5号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

保険料率の改定及び被保険者均等割額の軽減基準の見直しのため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年  
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成26年度」を「平成28年度」に、「平成27年度」を「平成  
29年度」に、「0.0900」を「0.0954」に改める。

第10条中「平成26年度」を「平成28年度」に、「平成27年度」を「平成  
29年度」に、「45,761円」を「46,984円」に改める。

第15条第1項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号  
中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医  
療に関する条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適  
用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第 6 号

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第 2 号）

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138,890 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,919,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 9 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,302,892	△4,722	1,298,170
	1 負担金	1,302,892	△4,722	1,298,170
2 国庫支出金		32,391	138,890	171,281
	1 国庫補助金	32,391	138,890	171,281
6 繰越金		32,807	4,722	37,529
	1 繰越金	32,807	4,722	37,529
歳 入 合 計		1,780,609	138,890	1,919,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		776,691	133,805	910,496
	1 総務管理費	776,427	133,805	910,232
3 民生費		999,075	5,085	1,004,160
	1 社会福祉費	999,075	5,085	1,004,160
歳 出 合 計		1,780,609	138,890	1,919,499

平成27年度

一般会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	1,302,892	△4,722	1,298,170
2 国庫支出金	32,391	138,890	171,281
6 繰越金	32,807	4,722	37,529
歳 入 合 計	1,780,609	138,890	1,919,499

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	776,691	133,805	910,496
3 民生費	999,075	5,085	1,004,160
歳 出 合 計	1,780,609	138,890	1,919,499

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一般財源
国 県 支 出 金	地 方 債	
133,805		
5,085		
138,890		

## 2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金	1,302,892	△4,722	1,298,170
計	1,302,892	△4,722	1,298,170

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 民生費補助金	32,391	138,890	171,281
計	32,391	138,890	171,281

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	32,807	4,722	37,529
計	32,807	4,722	37,529

## 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	776,427	133,805	910,232	133,805				
計	776,427	133,805	910,232	133,805				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 老人福祉費	999,075	5,085	1,004,160	5,085			
計	999,075	5,085	1,004,160	5,085			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	△4,722	事務費負担金 △4,722

1 老人福祉費補助金	138,890	後期高齢者医療制度事業費補助金 調整交付金	5,085 133,805

1 前年度繰越金	4,722	前年度繰越金	4,722

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	133,805	一般管理費

19 負担金、補助及び交付金	5,085	資格賦課管理費 給付管理費	1,322 3,763



議案第 7 号

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,847,651 千円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 769,707,784 千円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 2 月 9 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		20,900,038	9,847,651	30,747,689
	1 繰越金	20,900,038	9,847,651	30,747,689
歳 入 合 計		759,860,133	9,847,651	769,707,784

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		18,883,219	4,704	18,887,923
	1 償還金及び還付加算金等	18,883,218	4,704	18,887,922
7 予備費		1	9,842,947	9,842,948
	1 予備費	1	9,842,947	9,842,948
歳 出 合 計		759,860,133	9,847,651	769,707,784

平成27年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金	20,900,038	9,847,651	30,747,689
歳 入 合 計	759,860,133	9,847,651	769,707,784

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金	18,883,219	4,704	18,887,923
7 予備費	1	9,842,947	9,842,948
歳 出 合 計	759,860,133	9,847,651	769,707,784

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
		4,704
		9,842,947
		9,847,651

2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	20,900,038	9,847,651	30,747,689
計	20,900,038	9,847,651	30,747,689

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
2 債還金	18,780,818	4,704	18,785,522				4,704	
計	18,883,218	4,704	18,887,922				4,704	

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1	9,842,947	9,842,948				9,842,947
計	1	9,842,947	9,842,948				9,842,947

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	9,847,651	前年度繰越金
		9,847,651

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 債還金、利子及び割引料	4,704	債還金
		4,704

29 予備費	9,842,947	予備費	9,842,947



議案第8号

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,316,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,250,448
	1 負担金	1,250,448
2 国庫支出金		33,119
	1 国庫補助金	33,119
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		33,000
	1 繰越金	33,000
6 諸収入		31
	1 預金利子	30
	2 雜入	1
歳 入 合 計		1,316,600

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,976
	1 議会費	3,976
2 総務費		725,749
	1 総務管理費	725,476
	2 選挙費	62
	3 監査委員費	211
3 民生費		585,874
	1 社会福祉費	585,874
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,316,600



平成 28 年度

一般会計予算説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,250,448	1,302,892	△52,444
2 国庫支出金	33,119	4,256,387	△4,223,268
3 寄附金	1	1	0
4 繰入金	1	4,244,209	△4,244,208
5 繰越金	33,000	30,000	3,000
6 諸収入	31	133	△102
(財産収入)	0	893	△893
歳入合計	1,316,600	9,834,515	△8,517,915



歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費	3,976	3,842	134
2 総務費	725,749	776,691	△50,942
3 民生費	585,874	9,052,981	△8,467,107
4 公債費	1	1	0
5 予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計	1,316,600	9,834,515	△8,517,915

(単位：千円)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,976
527			725,222
32,592			553,282
			1
			1,000
33,119			1,283,481

## 2 歳 入

### (款) 1 分担金及び負担金

#### (項) 1 負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村負担金	1,250,448	1,302,892	△52,444
計	1,250,448	1,302,892	△52,444

### (款) 2 国庫支出金

#### (項) 1 国庫補助金

1 総務費補助金	224	0	224
2 民生費補助金	32,895	4,256,387	△4,223,492
計	33,119	4,256,387	△4,223,268

### (款) 3 寄附金

#### (項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	1	0
計	1	1	0

### (款) 4 繰入金

#### (項) 1 特別会計繰入金

1 特別会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

### (款) 4 繰入金

#### (項) (基金繰入金)

(後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金)	0	4,244,208	△4,244,208
計	0	4,244,208	△4,244,208

### (款) 5 繰越金

#### (項) 1 繰越金

1 繰越金	33,000	30,000	3,000
計	33,000	30,000	3,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	1,250,448	事務費負担金
		1,250,448

1 一般管理費補助金	224	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	224
1 老人福祉費補助金	32,895	後期高齢者医療制度事業費補助金	22,179
		調整交付金	10,716

1 一般寄附金	1	一般寄附金	1

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	1

		廃除科目

1 前年度繰越金	33,000	前年度繰越金	33,000

(款) 6 諸収入

(項) 1 預金利子

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 預金利子	30	132	△102
計	30	132	△102

(款) 6 諸収入

(項) 2 雜入

1 雜入	1	1	0
計	1	1	0

(款) (財産収入)

(項) (財産運用収入)

(利子及び配当金)	0	893	△893
計	0	893	△893

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 預金利子	30	預金利子
		30

1 雜入	1 雜入	1

		廃除科目

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他の		
1 議会費	3,976	3,842	134				3,976	
計	3,976	3,842	134				3,976	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	725,476	776,427	△50,951	527			724,949
計	725,476	776,427	△50,951	527			724,949

(款) 2 総務費

(項) 2 選挙費

1 選挙管理委員会費	62	62	0				62
計	62	62	0				62

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

1 監査委員費	211	202	9				211
---------	-----	-----	---	--	--	--	-----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,740	議会事務費 3,976
9 旅費	228	
10 交際費	32	
11 需用費	71	
13 委託料	154	
14 使用料及び賃借料	1,751	

1 報酬	180	職員人件費 17,447
3 職員手当等	17,430	一般管理費 324,591
4 共済費	17	啓発費 7,796
8 報償費	168	電算システム維持管理費 375,642
9 旅費	1,261	
10 交際費	32	
11 需用費	2,270	
12 役務費	12,955	
13 委託料	245,151	
14 使用料及び賃借料	137,177	
15 工事請負費	200	
18 備品購入費	68	
19 負担金、補助及び交付金	308,567	

1 報酬	49	選挙管理委員会事務費 62
9 旅費	11	
11 需用費	1	
14 使用料及び賃借料	1	

1 報酬	161	監査委員事務費 211
9 旅費	46	
11 需用費	3	

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
(監査委員費)								
計	211	202	9				211	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 老人福祉費	585,874	9,052,981	△8,467,107	32,592			553,282
計	585,874	9,052,981	△8,467,107	32,592			553,282

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	1	1	0				1
計	1	1	0				1

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1,000	1,000	0				1,000
計	1,000	1,000	0				1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 使用料及び賃借料	1	

1 報酬	65	老人福祉一般管理費	114,785
9 旅費	18	資格賦課管理費	2,433
11 需用費	805	給付管理費	465,804
12 役務費	168,691	後期高齢者医療特別会計繰出金	2,852
13 委託料	402,438		
19 負担金、補助及び交付金	11,005		
28 繰出金	2,852		

23 債還金、利子及び割引料	1	一時借入金利子	1

29 予備費	1,000	予備費	1,000

# 給与費明細書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	34	1,740	—	—	—	—	1,740	—	1,740
	その他の特別職	10	455	—	—	—	—	455	—	455
	計	44	2,195	—	—	—	—	2,195	—	2,195
前年度	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	34	1,740	—	—	—	—	1,740	—	1,740
	その他の特別職	14	688	—	—	—	—	688	—	688
	計	48	2,428	—	—	—	—	2,428	—	2,428
比較	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	0	0	—	—	—	—	0	—	0
	その他の特別職	△4	△233	—	—	—	—	△233	—	△233
	計	△4	△233	—	—	—	—	△233	—	△233

職名	本年度(A)			前年度(B)			(A)-(B)比較
	予算額	積算内訳	予算額	積算内訳	予算額	積算内訳	
報酬の積算内訳	千円 議長 議員副議長 議員	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 =$ 75	千円 1,740	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 =$ 75	千円 1,740	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 =$ 75	千円 0
		千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 =$ 65		千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 =$ 65		千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 =$ 65	
		千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 =$ 1,600		千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 =$ 1,600		千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 =$ 1,600	
情報公開・個人情報保護審査会委員	180	千円 人回 千円 日額 $15 \times 3 \times 4 =$ 180	420	千円 人回 千円 日額 $15 \times 7 \times 4 =$ 420	420	千円 人回 千円 日額 $15 \times 7 \times 4 =$ 420	△240
		千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21		千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21		千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21	
		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28	
選挙管理委員	49	千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21	49	千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21	49	千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 =$ 21	0
		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 4 =$ 28	
		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 15 =$ 105		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 14 =$ 98		千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 14 =$ 98	
監査委員	161	千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 8 =$ 56	154	千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 8 =$ 56	154	千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 8 =$ 56	7
		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2	
		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2		千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 =$ 64.2	
計	2,195		2,428				△233

## 2 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本年度	—	—	—	17,430	17,430	17	17,447	
前年度	—	—	—	19,302	19,302	17	19,319	
比較	—	—	—	△1,872	△1,872	0	△1,872	

※「職員数」は、予算定数が派遣元で計上されているため、ここでは計上しない。

職員手当等の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)
	本年度	14,468	2,870	42	50
	前年度	16,339	2,870	83	10
	比較	△1,871	0	△41	40

### (2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
職員手当等	△1,872	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△1,872	時間外勤務手当の増減分 △1,871千円 休日勤務手当の増減分 △41千円 管理職特別勤務手当の増減分 40千円	



議案第9号

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ772,348,386千円と  
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳  
入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高  
額は、18,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各  
項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流  
用するものとする。

平成28年2月9日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 締入締出予算

締入

(単位:千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		144,643,156
	1 市町村負担金	144,643,156
2 国庫支出金		233,806,640
	1 国庫負担金	180,054,617
	2 国庫補助金	53,752,023
3 県支出金		61,884,395
	1 県負担金	61,884,395
4 支払基金交付金		320,970,259
	1 支払基金交付金	320,970,259
5 特別高額医療費共同事業交付金		213,522
	1 特別高額医療費共同事業交付金	213,522
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		2,852
	1 一般会計繰入金	2,852
8 繰越金		10,000,000
	1 繰越金	10,000,000
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		827,560
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	15,227

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雜入	812,331
歳 入	合 計	772,348,386

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		763, 396, 773
	1 療養諸費	725, 966, 490
	2 高額療養諸費	34, 947, 483
	3 その他医療給付費	2, 482, 800
2 県財政安定化基金拠出金		30, 330
	1 県財政安定化基金拠出金	30, 330
3 特別高額医療費共同事業拠出金		213, 954
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	213, 954
4 保健事業費		2, 800, 329
	1 健康保持増進事業費	2, 800, 329
5 公債費		20, 380
	1 公債費	20, 380
6 諸支出金		94, 422
	1 債還金及び還付加算金等	94, 421
	2 繰出金	1
7 予備費		5, 792, 198
	1 予備費	5, 792, 198
歳 出 合 計		772, 348, 386

平成 28 年度

後期高齢者医療特別会計予算説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	144,643,156	136,654,431	7,988,725
2 国庫支出金	233,806,640	220,201,827	13,604,813
3 県支出金	61,884,395	64,150,263	△2,265,868
4 支払基金交付金	320,970,259	312,636,434	8,333,825
5 特別高額医療費共同事業交付金	213,522	181,856	31,666
6 寄附金	1	1	0
7 繰入金	2,852	4,226,826	△4,223,974
8 繰越金	10,000,000	2,349,871	7,650,129
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	827,560	677,806	149,754
歳入合計	772,348,386	741,079,316	31,269,070



歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険給付費	763, 396, 773	736, 525, 680	26, 871, 093
2 県財政安定化基金拠出金	30, 330	1, 617, 430	△1, 587, 100
3 特別高額医療費共同事業拠出金	213, 954	182, 286	31, 668
4 保健事業費	2, 800, 329	2, 627, 517	172, 812
5 公債費	20, 380	24, 000	△3, 620
6 諸支出金	94, 422	102, 402	△7, 980
7 予備費	5, 792, 198	1	5, 792, 197
歳 出 合 計	772, 348, 386	741, 079, 316	31, 269, 070

(単位：千円)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
290, 456, 266		380, 867, 700	92, 072, 807
			30, 330
51, 245		162, 709	
627, 785			2, 172, 544
			20, 380
		2, 420	92, 002
			5, 792, 198
291, 135, 296		381, 032, 829	100, 180, 261

## 2 歳 入

(款) 1 市町村支出金

(項) 1 市町村負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料等負担金	85,558,045	79,811,132	5,746,913
2 療養給付費負担金	59,085,111	56,843,299	2,241,812
計	144,643,156	136,654,431	7,988,725

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費負担金	177,255,333	170,529,896	6,725,437
2 高額医療費負担金	2,799,284	2,512,886	286,398
計	180,054,617	173,042,782	7,011,835

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	48,540,216	46,563,572	1,976,644
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	656,068	595,473	60,595
4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	4,555,739	0	4,555,739
計	53,752,023	47,159,045	6,592,978

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

1 療養給付費負担金	59,085,111	56,843,299	2,241,812
2 高額医療費負担金	2,799,284	2,512,886	286,398

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険料等負担金	85,558,045	保険料等負担金 85,558,045
1 現年度分	59,085,110	療養給付費負担金現年度分 59,085,110
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分 1

1 現年度分	177,255,332	療養給付費負担金現年度分	177,255,332
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分	1
1 高額医療費負担金	2,799,284	高額医療費負担金	2,799,284

1 調整交付金	48,540,216	調整交付金	48,540,216
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	656,068	健康診査事業費補助金 特別高額医療費共同事業費補助金	604,823 51,245
1 低所得者軽減措置交付金	3,682,423	低所得者軽減措置交付金	3,682,423
2 被扶養者軽減措置交付金	873,316	被扶養者軽減措置交付金	873,316

1 現年度分	59,085,110	療養給付費負担金現年度分	59,085,110
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分	1
1 高額医療費負担金	2,799,284	高額医療費負担金	2,799,284

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
計	61,884,395	59,356,185	2,528,210

(款) 3 県支出金

(項) 2 県財政安定化基金支出金

1 県財政安定化基金交付金	0	4,794,078	△4,794,078
計	0	4,794,078	△4,794,078

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 後期高齢者交付金	320,970,259	312,636,434	8,333,825
計	320,970,259	312,636,434	8,333,825

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

1 特別高額医療費共同事業交付金	213,522	181,856	31,666
計	213,522	181,856	31,666

(款) 6 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	2,852	4,226,826	△4,223,974
計	2,852	4,226,826	△4,223,974

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	


1 現年度分	320,970,258	後期高齢者交付金現年度分	320,970,258
2 過年度分		後期高齢者交付金過年度分	1

1 特別高額医療費共同事業交付金	213,522	特別高額医療費共同事業交付金	213,522

1 一般寄附金	1	一般寄附金	1

1 事務費繰入金	2,852	事務費繰入金	2,852

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰越金	10,000,000	2,349,871	7,650,129
計	10,000,000	2,349,871	7,650,129

(款) 9 県財政安定化基金借入金

(項) 1 県財政安定化基金借入金

1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 10 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

(款) 10 諸収入

(項) 2 預金利子

1 預金利子	15,227	10,095	5,132
計	15,227	10,095	5,132

(款) 10 諸収入

(項) 3 雜入

1 第三者納付金	802,330	657,708	144,622
2 返納金	10,000	10,000	0
3 雜入	1	1	0
計	812,331	667,709	144,622

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	10,000,000	前年度繰越金
		10,000,000

1 県財政安定化基金 借入金	1	県財政安定化基金借入金	1

1 延滞金	1	延滞金	1
1 過料	1	過料	1

1 預金利子	15,227	預金利子	15,227

1 第三者納付金	802,330	第三者納付金	802,330
1 返納金	10,000	返納金	10,000
1 雜入	1	雜入	1

### 3 歳 出

(款) 1 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 療養給付費	718,680,600	694,949,762	23,730,838	275,081,136		360,354,297	83,245,167
2 訪問看護療 養費	6,056,209	5,531,978	524,231	2,270,888		3,029,804	755,517
3 特別療養費	1	1	0				1
4 移送費	100	100	0	38		50	12
5 審査支払手 数料	1,229,580	1,228,721	859				1,229,580
計	725,966,490	701,710,562	24,255,928	277,352,062		363,384,151	85,230,277

(款) 1 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

1 高額療養費	34,155,683	31,554,518	2,601,165	12,807,304		17,087,426	4,260,953
2 高額介護合 算療養費	791,800	890,000	△98,200	296,900		396,123	98,777
計	34,947,483	32,444,518	2,502,965	13,104,204		17,483,549	4,359,730

(款) 1 保険給付費

(項) 3 その他医療給付費

1 葬祭費	2,482,800	2,370,600	112,200				2,482,800
計	2,482,800	2,370,600	112,200				2,482,800

(款) 2 県財政安定化基金拠出金

(項) 1 県財政安定化基金拠出金

1 県財政安定 化基金拠出 金	30,330	1,617,430	△1,587,100				30,330
計	30,330	1,617,430	△1,587,100				30,330

(款) 3 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

1 特別高額医 療費共同事 業拠出金	213,522	181,856	31,666	51,245		162,277	
2 特別高額医 療費共同事 業事務費拠 出金	432	430	2			432	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	718,680,600	療養給付費 718,680,600
19 負担金、補助及び交付金	6,056,209	訪問看護療養費 6,056,209
19 負担金、補助及び交付金	1	特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	100	移送費 100
12 役務費	1,229,580	審査支払手数料 1,229,580

19 負担金、補助及び交付金	34,155,683	高額療養費 34,155,683
19 負担金、補助及び交付金	791,800	高額介護合算療養費 791,800

19 負担金、補助及び交付金	2,482,800	葬祭費 2,482,800

19 負担金、補助及び交付金	30,330	県財政安定化基金拠出金 30,330

19 負担金、補助及び交付金	213,522	特別高額医療費共同事業拠出金 213,522
19 負担金、補助及び交付金	432	特別高額医療費共同事業事務費拠出金 432

(款) 3 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
計	213,954	182,286	31,668	51,245		162,709

(款) 4 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

1 健康診査費	2,800,329	2,627,517	172,812	627,785			2,172,544
計	2,800,329	2,627,517	172,812	627,785			2,172,544

(款) 5 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	20,380	24,000	△3,620				20,380
計	20,380	24,000	△3,620				20,380

(款) 6 諸支出金

(項) 1 債還金及び還付加算金等

1 保険料還付金	92,000	100,000	△8,000				92,000
2 債還金	1	1	0				1
3 還付加算金	2,420	2,400	20			2,420	
計	94,421	102,401	△7,980			2,420	92,001

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	1	0				1
計	1	1	0				1

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	5,792,198	1	5,792,197				5,792,198
計	5,792,198	1	5,792,197				5,792,198

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

13 委託料	2,800,329	健康診査事業	2,800,329

23 債還金、利子及び割引料	20,380	一時借入金利子	20,380

23 債還金、利子及び割引料	92,000	保険料還付金	92,000
23 債還金、利子及び割引料	1	債還金	1
23 債還金、利子及び割引料	2,420	還付加算金	2,420

28 繰出金	1	一般会計繰出金	1

29 予備費	5,792,198	予備費	5,792,198

